令和6年度点群データ活用プロジェクトに伴う研究課題授業支援業務委託 企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、静岡県(以下「県」という。)が静岡県立島田工業高等学校及び静岡県立 ふじのくに国際高等学校において3次元点群データを活用できる人材育成を目的とした 研究課題授業を行うにあたり、最も優れた企画力、経験及びノウハウ等を持つ事業者に 授業支援業務を委託するため、プロポーザル(企画提案方式)で実施するものとする。

2 業務委託の名称

令和6年度点群データ活用プロジェクトに伴う研究課題授業支援業務委託

3 委託期間

契約日から令和7年3月21日まで

4 契約限度額

- 2,992,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- ※ 限度額を超えたものは失格とする。

5 委託業務の内容

別添「令和6年度点群データ活用プロジェクトに伴う研究課題授業支援業務委託に係る仕様書」のとおり。

6 参加資格

次に揚げる要件を全て満たす法人又は会社等

- (1) 静岡県情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格において、「コンピュータ研修」の業務区分について競争入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当していない こと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下 「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下 「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

以下同じ。) である者

- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外 のものをいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目 的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的 又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原 材料の購入契約その他の契約を締結している者

7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。

委託先の選定は、別紙「令和6年度点群データ活用プロジェクトに伴う研究課題授業 支援業務委託企画提案の評価基準」(以下「評価基準」という。)により、点群データ活 用プロジェクトに伴う研究課題授業支援業務委託企画提案審査委員会(以下「審査委員 会」という。)の委員が審査し、決定する。

8 応募方法等

(1) スケジュール

令和6年7月8日(月) ホームページ公開

令和6年7月17日(水) 参加表明書、誓約書及び質問書等の提出期限

令和6年7月19日(金) 質問書に対する回答期限

令和6年7月23日(火) 企画提案書、辞退届の提出期限

令和6年7月25日(木) 1次選定結果の通知

令和6年7月30日(火) プレゼンテーション(予定)

令和6年7月31日(水)以降 2次選定結果の通知(予定)

(2) 企画提案の参加申込

公募企画提案への参加を希望する者は、参加表明書(様式1)及び上記6に掲げる要件を満たす誓約書(様式2)並びに関係する資料を令和6年7月17日(水)午後5時までに提出し、資格審査を受けなければならない。

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は辞退届(様式3)を令和6年7月 23日(火)午後3時までに提出すること。

ア 提出方法 持参又は郵送による

イ 提 出 先 静岡県教育委員会高校教育課学校づくり推進班 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階

(3) 募集する企画提案の内容等

ア 基本的な考え方

(ア) 企画提案書の提出にあたっては、委託業務内容を十分に理解したうえで作成す

ること。

- (イ) 上記5に掲げる委託業務の内容を専門的視点から精査し、必要があれば修正を加え、企画提案を行うこと。
- (ウ) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

イ 企画提案書について

- (ア) 企画提案書の構成等
 - a 企画提案書の構成は自由とする。
 - b 企画提案書は、委託業務をどのような方針や手法で展開していくか、図表等 を用いてわかりやすく表現すること。
 - c 企画提案書は、A4判(片面カラー、ただし一部A3版折り込みも可)で作成すること。
- (4) 提出部数等

提出部数は7部とする。

- (ウ) 留意事項等
 - a 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力 を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
 - b 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
 - c 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
 - d 提出された企画提案書は返却しない。また、採用された企画提案書を除き、 提案者に無断で使用しない。
- (エ) その他

企画提案書作成及び提出、プレゼンテーション等に伴う費用は、全て企画提案 者の負担とする。

(4) 企画提案書の提出方法等

ア 提出書類

企画提案書の提出書(様式4)、企画提案書(任意様式)、業務実績表(任意様式)、 見積書(任意様式)

- (ア) 見積書作成上の注意
 - 提案した内容を実施するために必要な経費を示すこと。
- (イ) 業務実績表作成上の注意

過去5年以内に受託(実施)した、国又は地方公共団体、若しくは国又は地方公共団体が出資する法人等のGISデータ活用に係る研修等の企画業務について、 当該業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。

イ 提出方法

直接持参又は郵送による。持参の場合は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時の間とする。ただし、令和6年7月23日(火)は午後3時までとする。

ウ 提出期限

令和6年7月23日(火)午後3時まで(必着)

エ 提出先

静岡県教育委員会高校教育課学校づくり推進班 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階

(5) 質問事項の受付け及び締め切りについて

本要領等の内容についての質問は質問書(様式5)により令和6年7月17日(水) 午後5時までに提出することとし、締め切り時刻以降の質問は受け付けない。

ア 提出方法 持参、郵送又はメール (kyoui_koko@pref. shizuoka. lg. jp) による

イ 提 出 先 静岡県教育委員会高校教育課学校づくり推進班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階

ウ 回答期限 回答は、令和6年7月19日(金)までに、本要領を配布した者全てに メールにて通知する。

9 審査

(1) 1次審査

企画提案者が多数となった場合は、プレゼンテーションを行う者をあらかじめ書面審査し、3者程度に選定することがある。その場合、1次審査の結果は、令和6年7月25日(木)までに電子メールにて通知する。

(2) プレゼンテーション

月日:令和6年7月30日(火)(予定)

場所:県庁内会議室(静岡市葵区追手町9番6号)

※説明時間等は1次審査通過者に別途通知するものとする。

ア 1 提案あたりのプレゼンテーションの時間は 20 分(説明 10 分、質疑 10 分)とする。

イ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

ウプレゼンテーションは非公開で行うものとする。

(3) 2次審査

提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより2次審査を行う。

10 選定方法

評価基準により、審査委員会の委員が審査し、決定する。

11 選定結果の伝達方法及び説明

- (1) 選定結果は、辞退者を除く全ての企画提案者に令和6年7月31日(水)以降に文書により通知する。
- (2) 説明は、電話又は来庁面会による。

12 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語並びに通貨は日本語及び日本国貨幣とする。
- (2) 契約の締結は契約書による。
- (3) 採用した企画提案書に関する一切の権利は、静岡県に帰属する。

(4) 本業務は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施にあたっては、委託者と協議して実施内容を決定する。なお、協議によって変更した業務に伴う必要経費の増減は契約限度額内で調整するものとする。

13 問い合わせ先

静岡県教育委員会高校教育課学校づくり推進班 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階

電 話:054-221-3152

e-mail: kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

令和6年度点群データ活用プロジェクトに伴う研究課題授業支援業務委託 企画提案の評価基準

プロポーザル審査は、企画提案書、見積書等の関係書類及び参加者からの説明等について、以下の評価基準に基づき実施する。

ついて、以下の評価基準に基づき実施する。	
評価項目	評価基準
事業の実効性 (15点)	① 事業の趣旨を十分に理解し、目的に合致した内容となっているか
	② 仕様に示した内容をあらゆる角度から検証した内容となっているか
	③ 当該業務に類似する業務に精通しているか
業務の実施体制 (5点)	④ 当該業務を適切に遂行できる実施体制となっているか
提案内容の優位性 (25点)	⑤ 最適な人材配置を行うためのノウハウを有しているか
	⑥ 授業方針案の検討を十分に実施できる内容となっているか
	⑦ 授業に必要な資料作成等の準備を十分に実施できる内容となっているか
	⑧ 授業の実施及び補助を十分に実施できる内容となっているか
	⑨ 点群データを保有する関連機関との十分な連携がとれる内容となっているか
経費見積りの妥当性 (5点)	⑩ 当該業務内容に見合った経費見積りとなっているか